

第 2 回 農業委員会議事録

1. 開催の日時 令和 4 年 2 月 28 日 (月) 午後 1 時 30 分
2. 開催の場所 当麻町農林業合同事務所 3 階 大ホール
3. 出席する資格を有する委員の総数 13 名
4. 出席委員 (12 名)

1 番	佐々木康二	8 番	田中 信幸
3 番	藤中 敏彦	9 番	舟山 賢治
4 番	朴谷 和夫	10 番	福田はるみ
5 番	窪 郁夫	11 番	木下 和夫
6 番	杉山 央	12 番	太田 正人
7 番	荒川 敏幸	13 番	住田 哲也
5. 欠席委員 (1 名) 2 番 高橋 裕一
6. 議事日程

日程第 1	議案第 6 号	農地法第 18 条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について
日程第 2	議案第 7 号	農地法第 3 条の規定に基づく許可申請について
日程第 3	議案第 8 号	農地法第 5 条の規定に基づく許可申請について
日程第 4	議案第 9 号	農業経営基盤強化促進法に基づく計画について
日程第 5	議案第 10 号	あっせんの申出者について
日程第 6	議案第 11 号	当麻町農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の改正に伴う意見について
		その他
7. 農業委員会事務局職員 事務局 長 室屋 尚弘

事務局次長 山村 靖彦

事務局主任 福屋 翔太

8. 会議の概要

開会 午後 1 時 28 分

局長： 出席予定のみなさんがお揃いになりましたので、ご起立願います。礼。

全員： よろしく願います。

議長： それでは只今より、令和 4 年第 2 回当麻町農業委員会総会を開会いたします。

本日は悪路の中、委員の皆さんまた関係機関の皆さん、出席をしていただきありがとうございます。委員の皆さんにおかれましては、ハウスかけの真っ最中で、ここ何日かは強風の関係で中々進まない状況にあるかなと思えますし、早いものでもう明日から 3 月ということで、営農も徐々に始まってきてます。

コロナの関係ですけども、蔓延防止が一応 6 日までの日程ですが、おそらく延長するのかなと思います。皆さんの近くでも、コロナにかかったとか、そういったことが起きている状況ですので、油断はできないのかなと思っております。3 月に入り、3 回目のワクチンもほとんどの方が打たれるのかなと思えますけども、町民の皆さんが 3 回目の接種を終わらないと、中々正常な活動には戻れないのかなと思えますし、先が見えない状況ですけども、皆さんも体調を崩したり、また怪我の無いようにとり進めていただきたいなと思えますので、よろしく願います。

本日の会議録署名委員は、議席 1 番、佐々木委員、議席 3 番、藤中委員に願います。

議席 2 番、高橋委員より欠席の連絡がありました。只今の出席委員は 12 名で、定足数であります。

関係機関では、普及センターの近藤係長から欠席したいとの連絡が入っております。

それでは事務局長より本日の議事日程について説明をお願いします。

局長： はい、1 ページをご覧ください。本日の議事日程は、日程第 1、「議案第 6 号、農地法第 18 条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について」3 件、日程第 2、「議案第 7 号、農地法第 3 条の規定に基づく許可申請について」1 件、所有権移転でございます。日程第 3、「議案第 8 号、農地法第 5 条の規定に基づく許可申請について」1 件、日程第 4、「議案第 9 号、農業経営基盤強化促進法に基づく計画について」19 件、売買が 3 件、新規 2 件、継続が 14 件でございます。日程第 5、「議案第 10 号、あっせんの申出者について」2 件、日程第 6、「議案第 11 号、当麻町農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の改正に伴う意見について」、及び「その他」でございます。以上、よろしくご審議願います。

議長： それでは審議に入ります。2 ページをご覧ください。

日程第 1、議案第 6 号、「農地法第 18 条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について」審議をいたします。事務局より説明をお願いします。

次 長： はい、議案第 6 号、農地法第 18 条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について、次のとおり、農地の賃貸借の合意解約通知があったので審議を求める。令和 4 年 2 月 28 日提出、当麻町農業委員会会長名。

番号 1、貸主、〇〇〇〇、〇〇〇〇、借主、〇〇〇〇、〇〇〇〇、地番、〇〇〇〇番〇、外〇筆、計〇筆、地目、すべて田、面積合計、〇〇〇〇㎡、あっせん申出のための解約でございます。

番号 2、貸主、〇〇〇〇、〇〇〇〇、借主、〇〇〇〇、〇〇〇〇、地番、〇〇〇〇番〇の内、外〇筆、計〇筆、地目、すべて田、面積合計、〇〇〇〇㎡、自作するための解約でございます。

番号 3、貸主、〇〇〇〇、〇〇〇〇、借主、〇〇〇〇、〇〇〇〇、地番、〇〇〇〇番〇、外〇筆、計〇筆、地目、すべて田、面積合計、〇〇〇〇㎡、あっせん申出のための解約でございます。

以上、3 件につきましては、合意解約成立日から 6 ヶ月以内に対象農地が引き渡しとなっておりますので、解約が成立していると考えられます。以上です。

議 長： 只今、事務局より議案第 6 号について説明がありました。この件について委員の皆さんから何かご質問等はございませんか。

委 員：「ありません。」

議 長： 無いようですので、採決をいたします。議案第 6 号、「農地法第 18 条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について」原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いします。

委 員：【全員挙手】

議 長： はい、賛成全員であります。議案第 6 号については原案のとおり決定をいたします。続きまして、3 ページの日程第 2、議案第 7 号、「農地法第 3 条の規定に基づく許可申請について」審議をいたします。事務局より説明をお願いします。

次 長： はい、議案第 7 号、農地法第 3 条の規定に基づく許可申請について、次のとおり、農地の権利の移転について許可申請があったので審議を求める。令和 4 年 2 月 28 日提出、当麻町農業委員会会長名。

番号 1、売主、〇〇〇〇、〇〇〇〇、買主、〇〇〇〇、〇〇〇〇、地番、〇〇〇〇番〇、地目、畑、面積、〇〇〇〇㎡、作付、〇〇〇〇 a、経営面積、〇〇〇〇㎡、うち借入面積は〇〇〇〇、申請理由は売買でございます。申請箇所は、〇〇〇〇、議案〇ページ、〇番の図面箇所、町道〇〇道路に面しております。今回、売主の申し入れに対し、買主が合意した事により、農地法第 3 条による売買の申請をするものでございます。

〇〇〇〇さんは、現在〇〇歳で、就農から〇〇年が経過し、権利取得後においても、すべての農地を利用し、機械、労働、技術、地域との関係を見て

も問題なく、許可要件を満たしているものと考えます。なお、別にお配りしております、農地法第3条調査書を後刻ご覧願います。以上です。

議 長： 只今、事務局より、議案第7号について説明がありました。この件について委員の皆さんから何かご質問等はございませんか。

委 員：「ありません。」

議 長： 無いようですので、採決をいたします。議案第7号、「農地法第3条の規定に基づく許可申請について」原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いします。

委 員：【全員挙手】

議 長： はい、賛成全員であります。議案第7号については原案のとおり決定をいたします。続きまして、5ページの日程第3、議案第8号、「農地法第5条の規定に基づく許可申請について」審議をいたします。事務局より説明をお願いします。

次 長： はい、議案第8号、農地法第5条の規定に基づく許可申請について、次のとおり、農地の転用について許可申請書の提出があったので意見を求める。令和4年2月28日提出、当麻町農業委員会会長名。

番号1、貸主、〇〇〇〇、〇〇〇〇、借主、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、地番、〇〇〇〇番〇、地目、田、面積、〇〇〇〇㎡、農地区分、農用地区域内1種農地、契約区分、一時転用、転用目的、砂利採取、期間、令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日まで、掘削深、〇m、内表土扱、〇m、本申請につきましては、先ほど、各関係者による事前協議を行っております。

申請箇所は、〇〇〇〇、議案〇ページ、〇番の図面箇所、国道〇〇号と町道〇〇道路交差点の角でございます。申請内容は、土地改良に係る砂利採取のための一時転用で、完了後は農地に復元することから、農業振興整備計画の達成に支障を及ぼさないと判断されており、転用は問題ないと考えます。以上です。

議 長： 只今、事務局より議案第8号について説明がありましたが、1種農地を砂利採取するための一時転用申請であります。この転用申請について委員の皆さんから何かご質問等はございませんか。

委 員：「ありません。」

議 長： 無いようですので、採決をいたします。議案第8号、「農地法第5条の規定に基づく許可申請について」原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いします。

委 員：【全員挙手】

議 長： はい、賛成全員であります。議案第8号については原案のとおり決定をい

たします。後日、許可相当として、北海道農業会議へ諮問いたします。

続きまして、7ページの日程第4、議案第9号、「農業経営基盤強化促進法に基づく計画について」審議をいたします。まず、所有権移転の番号1について審議をいたします。事務局より説明をお願いします。

次 長： はい、議案第9号、農業経営基盤強化促進法に基づく計画について、次のとおり、農用地利用集積計画（第2回）の決定について審議を求める。令和4年2月28日提出、当麻町農業委員会会長名。

所有権移転の番号1、売主、〇〇〇〇、〇〇〇〇、買主、〇〇〇〇、〇〇〇〇、地番、〇〇〇〇番〇、外〇筆、計〇筆、地目、〇〇〇〇番〇、外〇筆が田、〇〇〇〇番〇が畑、面積合計、〇〇〇〇㎡、水張、〇〇〇〇a、作付、〇〇〇〇a、経営面積、〇〇〇〇㎡、うち借入面積、〇〇〇〇㎡、申請理由、高齢のため、あっせん委員は、舟山委員、太田委員、杉山委員でございます。売買価格は、〇〇〇〇円、圃場は、〇〇〇〇、議案〇ページ、〇番の図面箇所でございます。所有権移転のための売買について、2月8日にあっせん委員会を開催しております。以上です。

議 長： 只今、事務局より、所有権移転の番号1について説明がありましたが、この件について、あっせん委員長の舟山委員より、補足説明をお願いします。

舟山委員： はい。ただいま事務局より説明があったとおりですが補足説明といたしまして、水田の方は10a当たり〇〇〇〇円、畑の方は10a当たり〇〇〇〇円で双方納得していただきました。以上です。

議 長： ありがとうございます。それでは所有権移転の番号1について、委員の皆さんから何かご質問等ございませんか。

委 員：「ありません。」

議 長： 無いようですので、採決をいたします。議案第9号、番号1について原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いします。

委 員：【全員挙手】

議 長： はい、賛成全員であります。議案第9号、番号1については原案のとおり決定をいたします。続きまして、所有権移転の番号2と番号3は関連がありますので、2件併せて審議をいたします。事務局より説明をお願いします。

次 長： はい、所有権移転の番号2、売主、〇〇〇〇、〇〇〇〇、買主、〇〇〇〇、〇〇〇〇、地番、〇〇〇〇番〇、外〇筆、計〇筆、地目、すべて田、面積合計、〇〇〇〇㎡、水張、〇〇〇〇a、経営面積、〇〇〇〇㎡、うち借入面積、〇〇〇〇㎡、申請理由、高齢のため、売買価格は、〇〇〇〇円、圃場は、〇〇〇〇、議案〇ページ、〇番の図面箇所でございます。

続きまして番号3、売主、〇〇〇〇、〇〇〇〇、買主、〇〇〇〇、〇〇〇〇、地番、〇〇〇〇番〇、地目、田、面積、〇〇〇〇㎡、水張、〇〇〇〇a、経営面積、〇〇〇〇㎡、うち借入面積、〇〇〇〇㎡、申請理由、高齢のため、

売買価格は、〇〇〇〇円、圃場は、〇〇〇〇、同じく、議案〇ページ、〇番の図面箇所でございます。以上2件は、圃場が隣り合わせになっていることから、2件併せてあっせん事務を行っております。あっせん委員は、窪委員、朴谷委員、高橋委員で、所有権移転のための売買について、2月4日にあっせん委員会を開催しております。以上です。

議 長： 只今、事務局より、所有権移転の番号2と番号3について説明がありましたが、この件について、あっせん委員長の窪委員より、補足説明をお願いします。

窪 委員： はい。今事務局の方から説明があったとおりでございます。反当の単価ですが、〇〇〇〇さんについては水田の大きさ形状を考慮いたしまして〇〇〇〇円となっております。隣接する〇〇〇〇さんの農地についてですがここは砂利採取が行われているものですから、〇〇〇〇円になりました。以上です。

議 長： ありがとうございます。それでは所有権移転の番号2と番号3について、委員の皆さんから何かご質問等ございませんか。

委 員：「ありません。」

議 長： 無いようですので、採決をいたします。議案第9号、番号2と番号3について原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いします。

委 員：【全員挙手】

議 長： はい、賛成全員であります。議案第9号、番号2と番号3については原案のとおり決定をいたします。続きまして、利用権設定の新規、番号4から番号5について審議をいたします。事務局より説明をお願いします。

次 長： はい、議案8ページをご覧ください。利用権設定の新規、番号4、貸主、〇〇〇〇、〇〇〇〇、借主、〇〇〇〇、〇〇〇〇、地番、〇〇〇〇番〇、外〇筆、計〇筆、地目、すべて畑、面積合計、〇〇〇〇㎡、作付、〇〇〇〇a、経営面積、〇〇〇〇㎡、うち借入面積、〇〇〇〇㎡、申請理由は相手方の要望、契約期間は〇年でございます。圃場は、〇〇〇〇、議案〇ページ、〇番の図面箇所でございます。

番号5、貸主、〇〇〇〇、〇〇〇〇、借主、〇〇〇〇、〇〇〇〇、地番、〇〇〇〇番〇、外〇筆、計〇筆、地目、すべて田、面積合計、〇〇〇〇㎡、水張、〇〇〇〇a、経営面積、〇〇〇〇㎡、うち借入面積、〇〇〇〇㎡、申請理由は高齢のため、契約期間は〇年でございます。圃場は、〇〇〇〇、議案〇ページ、〇番の図面箇所でございます。以上です。

議 長： 只今、事務局より、利用権設定の新規、番号4から番号5について説明がありました。この件について、委員の皆さんから何かご質問等ございませんか。

委 員：「ありません。」

議 長： 無いようですので、採決をいたします。議案第9号、番号4から番号5について原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いします。

委 員：【全員挙手】

議 長： はい、賛成全員であります。議案第9号、番号4から番号5については原案のとおり決定をいたします。続きまして、利用権設定の継続、番号6から番号19について審議をいたします。事務局より説明をお願いします。

次 長： はい、利用権設定の継続でございますが、継続案件のため、経営面積、うち借入面積、申請理由につきましては、説明を省略させていただきます。

番号6、貸主、〇〇〇〇、〇〇〇〇、借主、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、以下、番号7につきましても借主が同じでございます。地番、〇〇〇〇番〇、地目、田、面積、〇〇〇〇㎡、水張、〇〇〇〇a。

番号7、貸主、〇〇〇〇、〇〇〇〇、地番、〇〇〇〇番〇、外〇筆、計〇筆、地目、すべて田、面積合計、〇〇〇〇㎡、水張、〇〇〇〇a。

番号8、貸主、〇〇〇〇、〇〇〇〇、借主、〇〇〇〇、〇〇〇〇、地番、〇〇〇〇番〇、地目、田、面積、〇〇〇〇㎡、水張、〇〇〇〇a。

9ページをお開き願います。

番号9、貸主、〇〇〇〇、〇〇〇〇、借主、〇〇〇〇、〇〇〇〇、以下、番号〇まで借主が同じでございます。地番、〇〇〇〇番〇、外〇筆、計〇筆、地目、すべて田、面積合計、〇〇〇〇㎡、水張、〇〇〇〇a。

番号10、貸主、〇〇〇〇、〇〇〇〇、地番、〇〇〇〇番〇、地目、田、面積、〇〇〇〇㎡、水張、〇〇〇〇a。

番号11、貸主、〇〇〇〇、〇〇〇〇、地番、〇〇〇〇番〇、地目、田、面積、〇〇〇〇㎡、水張、〇〇〇〇a

番号12、貸主、〇〇〇〇、〇〇〇〇、地番、〇〇〇〇番〇、外〇筆、計〇筆、地目、すべて田、面積合計、〇〇〇〇㎡、水張、〇〇〇〇a。

番号13、貸主、〇〇〇〇、〇〇〇〇、地番、〇〇〇〇番〇、外〇筆、計〇筆、地目、すべて田、面積合計、〇〇〇〇㎡、水張、〇〇〇〇a。

番号14、貸主、〇〇〇〇、〇〇〇〇、以下、番号15につきましても貸主が同じでございます。地番、〇〇〇〇番〇〇〇〇、外〇筆、計〇筆、地目、すべて田、面積合計、〇〇〇〇㎡、水張、〇〇〇〇a。

10ページをご覧願います。

番号15、借主、〇〇〇〇、〇〇〇〇、地番、〇〇〇〇番〇、外〇筆、計〇筆、地目、すべて田、面積合計、〇〇〇〇㎡、水張、〇〇〇〇a。

番号16、貸主、〇〇〇〇、〇〇〇〇、借主、〇〇〇〇、〇〇〇〇、以下、番号17につきましても借主が同じでございます。地番、〇〇〇〇番〇、外〇筆、計〇筆、地目、すべて田、面積合計、〇〇〇〇㎡、水張、〇〇〇〇a、なお、面積合計と水張面積の差につきましては、対象農地の一部が河川敷地に入り込んでいるための差でございます。

番号17、貸主、〇〇〇〇、〇〇〇〇、地番、〇〇〇〇番〇、外〇筆、計〇筆、地目、すべて田、面積合計、〇〇〇〇㎡、水張、〇〇〇〇a。

番号18、貸主、〇〇〇〇、〇〇〇〇、借主、〇〇〇〇、〇〇〇〇、地番、〇〇〇〇番〇、外〇筆、計〇筆、地目、すべて田、面積合計、〇〇〇〇㎡、水張、〇〇〇〇a。

11 ページをお開き願います。

番号 19、貸主、〇〇〇〇、〇〇〇〇、借主、〇〇〇〇、〇〇〇〇、地番、〇〇〇〇番〇、外〇筆、計〇筆、地目、すべて田、面積合計、〇〇〇〇㎡、水張、〇〇〇〇 a。 以上です。

議 長： 只今、事務局より、利用権設定の継続、番号 6 から番号 19 について説明がありました。この件について、委員の皆さんから何かご質問等ございますか。

委 員：「ありません。」

議 長： 無いようですので、採決をいたします。議案第 9 号、番号 6 から番号 19 について原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いします。

委 員：【全員挙手】

議 長： はい、賛成全員であります。議案第 9 号、番号 6 から番号 19 については原案のとおり決定をいたします。続きまして、16 ページの日程第 5、議案第 10 号、「あっせんの申出者について」審議をいたします。事務局より説明をお願いします。

次 長： はい、議案第 10 号、あっせんの申出者について、令和 4 年 2 月 28 日提出、当麻町農業委員会会長名。

番号 1、住所、〇〇〇〇、氏名、〇〇〇〇、地番、〇〇〇〇番〇、登記地目、現況地目とも田、面積、〇〇〇〇㎡、水張、〇〇〇〇 a、申出理由は、相続した農地を耕作できないためでございます。申出箇所は、〇〇〇〇、議案〇ページ、〇番の図面箇所、町道〇〇道路に面しております。

続きまして、番号 2、住所、〇〇〇〇、氏名、〇〇〇〇、地番、〇〇〇〇番〇、外〇筆、計〇筆、登記地目、現況地目とも、すべて田、面積合計、〇〇〇〇㎡、水張、〇〇〇〇 a、申出理由は、相続した農地を耕作できないためでございます。申出箇所は、〇〇〇〇、議案〇ページ、〇番の図面箇所、町道〇〇道路に面しており、申出者の旧ご実家横でございます。 以上です。

議 長： それでは、あっせん委員を指名いたします。番号 1 の〇〇〇〇、〇〇〇〇さんの案件については、太田委員、舟山委員、荒川委員をお願いいたします。

番号 2 の〇〇〇〇、〇〇〇〇さんの案件については、佐々木代理、田中委員、わたくし、住田をお願いいたします。

只今、あっせん委員に指名されました委員におかれましては、何かとお忙しい時期ではありますが、よろしくをお願いいたします。続きまして、19 ページの日程第 6、議案第 11 号、「当麻町農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の改正に伴う意見について」審議をいたします。事務局並びに農林業振興課より説明をお願いします。

次 長： はい、議案第 11 号、当麻町農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の改正に伴う意見について、農業経営基盤強化促進法施行規則第 2 条の規定に基づき意見を求める。令和 4 年 2 月 28 日提出、当麻町農業委員会会長

名。

まず、お配りしております、資料1をご覧ください。内容につきまして、農林業振興課、塚田係長より説明いたします。

係 長： 農林業振興課農政係の塚田と申します。よろしく願いいたします。

私の方から農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想、通称、基本構想の改正内容についてご説明させていただきます。

資料1の1枚ものの概要表をご覧ください。北海道が定める農業経営基盤強化促進基本方針は、農業経営基盤強化促進法施行令第1条に基づき、概ね5年ごとにその後の10年間につき定めるとされていることから、道との基本方針の見直しを踏まえて、今回当麻町の基本構想の改正を行うものです。改正内容について下記の通り記載しておりますが、一部実績数値について直近のものに更新しているほか、道の基本方針の見直しに伴う文言の修正がほとんどでありまして、経営の指標であります所得や、労働時間、営農累計等の主な内容については、変更はほとんどしておりません。

それでは詳細な内容について、冊子になっております新旧対照表の方で説明させていただきます。

2ページ目をご覧ください。こちら第1、農業経営基盤の強化の促進に関する目標ということになりますが、2ページの下段については、道の基本方針の見直しに伴い文言を修正しておりますが、目標・指標自体の変更はありません。続いて3ページ下段から4ページ上段になりますが、こちらも道の基本方針の見直しに伴う文言の修正と、当麻町の実績を直近のものに更新しておりますが、個人の目標数等については超えていないことから、変更はしておりません。

次に5ページ目になります。5ページ目下段から第2、農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの、効率的かつ安定的な農業経営の指標ということになりますが、こちらめくっていただいて6ページ上段になりますが、一部文言の修正をしております。それ以降営農累計の内容自体は変更しておりません。

続いて12ページになります。こちら第4、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する、農用地の利用集積に関する目標、その他農用地の利用関係の改善に関する事項ということで、第1の文と同じく道の見直しに伴う文言の修正と、当麻町の実績を直近のものに更新しております。

続いて第5、農業経営基盤強化促進事業に関する事項については、こちら13ページから31ページまでにかけて道の見直しによる修正を行っております。

次に31ページの右側になりますが現行の第6、農地利用集積円滑化事業に関する次に挙げている事項について、ということになりますが、こちら令和元年度法改正によって、農地利用集積円滑化事業が農地中間管理事業に統合されて、1本化されたことによって全文を削除しております。またこちらの現行の第6が削除されたことに伴い以降の番号については切り上がっております。

続いて36ページから第7、効率的かつ安定的な農業経営の育成・確保するために必要な事項となっておりますが、こちらは法人数の更新と古い部分の文言の削除を行っております。

最後に39ページからの別紙1についても道の基本方針の見直しに伴う文言

の修正を行っております。

以上が今回の基本構想の改正の内容となります。冒頭でもご説明したとおり、道の概ね5年後に行われる見直しの改正ということで、道の基本方針で一部変わったところを参考として、文言の修正を行ったところと、町の直近の実績の数値へと更新をしているところになります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

次 長： それでは議案の20ページをご覧ください。町長に対しての、当麻町農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の改正に伴う意見について（案）を朗読いたします。

当麻町農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の改正に伴う意見について（案）、令和4年2月17日付けをもって意見を求められた、農業経営基盤強化促進法第6条に基づく当麻町農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の改正について、令和4年2月28日開催の当麻町農業委員会総会において審議した結果、次のとおり意見を提出いたします。記、当麻町における農業経営基盤強化促進事業が円滑適正に推進され、かつ農地中間管理機構事業との連携が図られ、新たに農業経営を営もうとする青年並びに農地所有適格法人の育成及び確保に対する支援がより一層促進されると共に、優良農地の保全管理対策が強化され、当麻農業の継承と発展に寄与するものと考え、承認する。

以上です。

議 長： 只今、議案第11号について説明がありました。本件は、町長より本委員会に意見が求められております。基本構想改正の内容等について委員の皆さんから何かご質問等はございませんか。

委 員：「ありません。」

議 長： 無いようですので、採決をいたします。議案第11号、「当麻町農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の改正に伴う意見について」原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いします。

委 員：【全員挙手】

議 長： はい、賛成全員であります。議案第11号については原案のとおり決定しましたので、町長へ原案のとおり意見を提出します。

本日の総会に提出された議案は以上であります。全体の審議をとおして委員の皆さんから何か質問等はございませんか。

委 員：「ありません。」

議 長： それでは、関係機関の皆さんが出席されておりますので、何かございましたらお願いします。

議 長： 農林業振興課。

農林業振興課： はい。農林業振興課からは、先週新聞報道にもありました令和4年度の予算案と、農業関連予算案の2点ございます。1点目は水稲作付支援事業で、コロナ禍による米価下落による大きな影響を受けた水稲生産者に対し、令和4年産主食用水稲作付面積の維持・確保のため、作付面積に対し、10a当たり1,500円を支援させていただくもので、事業費は33,000,000円を見込んでおります。2点目は、大雪の花支援事業で、令和3年作につきましても、コロナ禍により大きな影響を受けた花卉生産者に対し、令和4年産大雪の花ブランド維持のため、作付面積に対して坪あたり1,300円を支援するもので、事業費は16,900,000円を見込んでおります。いずれも、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の充当事業でございます。新年度予算につきましては、3月2日から開会されます第1回町議会定例会において、ご審議をいただきますのでご承知おきください。以上です。

議 長： 農業センター。

農業センター： 農業センターです。先週の金曜日、2月25日まで一次作付調査をさせていただいておまして、現在集計をしてるところであります。本来であれば、3月中旬ごろに2次作付調査を行うスケジュールとなっておりますが、水田活用の直接支払い交付金の見直し関係など、新しい交付金の情報が出てこない状況でありますので、それを含めて今後のスケジュールにつきましては、つめてまいりたいと考えております。以上です。

議 長： 土地改良区。

土地改良区： 土地改良区では特にございませぬ。

議 長： 農協。

農 協： 特にございませぬ。

議 長： 共済組合。

共済組合： 特にございませぬ。

議 長： 以上、関係機関の皆様よりお話をいただきましたが、委員の皆さんから何かご質問等ございませぬか。

委 員：「ありませぬ。」

議 長： それでは、事務局より連絡事項がありましたらお願いします。

局 長：【事務連絡】

議 長： それでは、次回、令和4年3月の農業委員会総会の日程であります。3月25日、金曜日、午後1時30分からの予定といたします。年度末を迎え、何かとお忙しい時期ではあります。委員と関係機関の皆さんは、日程の調

整をよろしくお願ひいたします。
これをもちまして、本日の総会を閉会します。

局 長： ご起立願ひます。礼。

全 員： ご苦勞さまでした。

閉会 午後 2 時 17 分